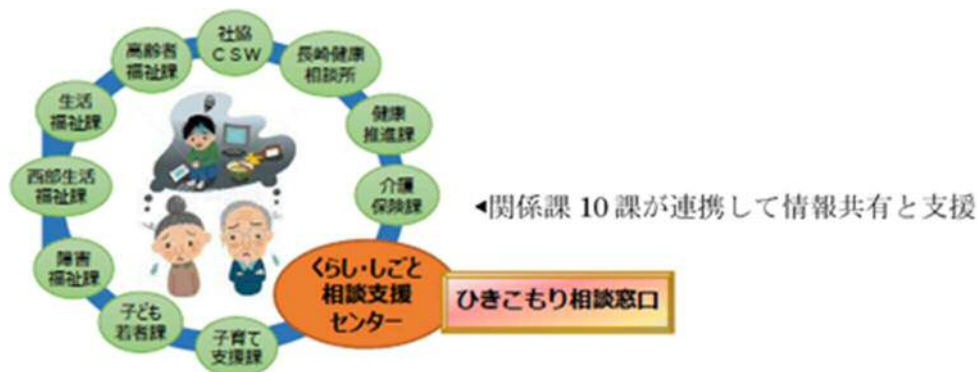


ひきこもり支援の取り組みについて ～誰一人取り残さない社会へ～

1 相談体制

(1)福祉包括化推進員体制の強化

令和3年4月より、住宅課と教育センターを新たに追加



(2)支援員の育成

福祉包括化推進員及び関係課職員に対し、定期的な研修会を開催

(3)ひきこもり相談窓口の開設

開設日	令和3年7月1日(木)
設置場所	本庁舎4階福祉総務課
相談ツール	対面相談、電話、メール、オンライン相談(7月下旬以降)、アウトリーチ

2 ひきこもり支援協議会の設置

目的	当事者・家族の状況に応じた支援のあり方について検討する。特に本区の地域特性を踏まえた支援のあり方や方針について検討する。
構成員	福祉や心理などの学識経験者、医療・高齢者などの専門家 家族会を含む支援団体、当事者、行政職員

3 周知活動

ひきこもり専用ホームページ(令和3年8月1日(日)開設)

ツイッター、ブログ(準備が整い次第)

広報としま、メディア